

本巣市下水道 受益者負担金・使用料案内



【 新規受益者負担金・処理区域 】

- ・下水道本管からの取付管及び公共ます（敷地内）の設置工事は市が行います。
- ・処理区域内（前面道路に下水道本管が埋設）であっても、下水道に接続できない場合があります。

●公共下水道事業（特環） 処理区域：下記地域内の一部

山口・曾井中島・法林寺・文殊・石神

根尾（水鳥・板所・樽見・市場・神所・中・越卒・門脇・大井・東板屋・西板屋）

区 分	浄 化 槽 人 員	金 額
一般世帯	*****	40万円
事業所等	10人以下	40万円
	11人以上100人未満	計算式：40万円＋（浄化槽人員－10人）×3万円 例：30人→40万円＋20人×3万円＝100万円

※浄化槽人員が100人以上の場合は、接続できません。

●農業集落排水事業 処理区域：下記地域内の一部

日当・金原・佐原・神海・外山・屋井・七五三・早野・北野・春近・

上真桑・下真桑・軽海・十四条・宗慶・小柿・政田・国領・下福島・温井・浅木・海老・根尾（平野・高尾）

区 分	浄 化 槽 人 員	金 額
一般世帯	*****	40万円
事業所等	10人以下	40万円
	11人以上50人未満	計算式：40万円＋（浄化槽人員－10人）×3万円 例：30人→40万円＋20人×3万円＝100万円

※浄化槽人員が50人以上の場合は、接続できません。

【 下水道使用料 】 1か月あたり（下記金額に消費税が加算されます。）

定額制	区 分	基本料金	加算料金	備 考
	一般世帯	1,600円	1人につき 700円	住民基本台帳（住民票）に基づく世帯人員 （基準日：奇数月の1日）
	事業所等	1,600円	1人につき 700円	浄化槽人員（建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準）
従量制	区 分	基本料金	超過料金	備 考
	事業所等	1,600円 （10㎡まで）	1㎡につき 150円	10㎡以上の場合、1㎡につき150円加算 2か月あたり20㎡までは基本料金のみ

※住民基本台帳（住民票）の住所に居住していない場合（施設入所など）は、「下水道使用料等減免申請書」の提出により使用料が減額される場合があります。

○メーター（計測装置）使用料 1か月あたり（下記金額に消費税が加算されます。）

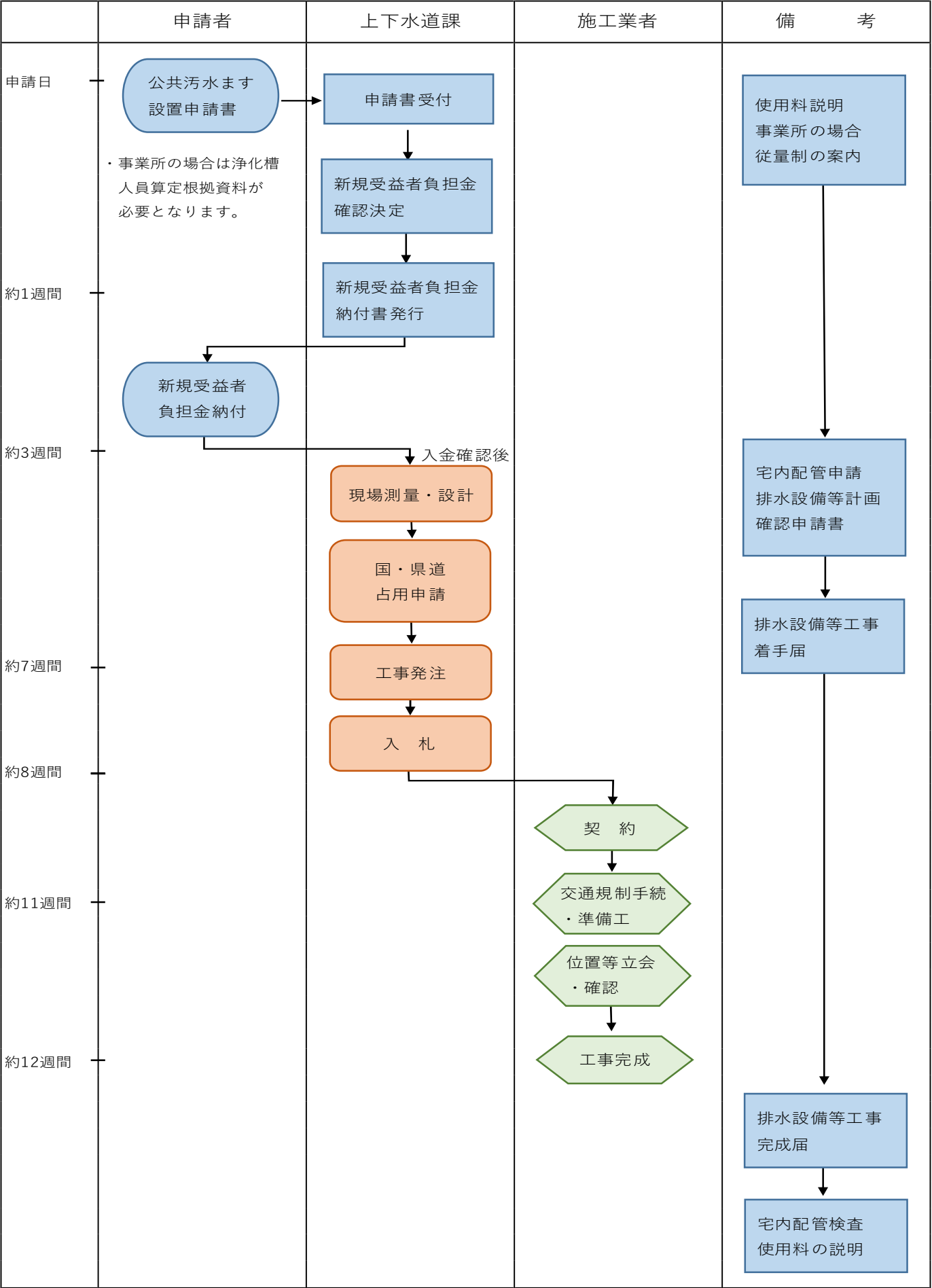
※従量制で井戸水を使用する場合など、水道水以外の水の量を算定するため、メーターを設置した場合

口径（mm）	13	20	25	30	40	50	75
メーター使用料	70円	150円	150円	250円	300円	1,600円	1,940円

■問合せ 本巣市役所上下水道課 〒501-0491 本巣市早野 255 番地

TEL 058-323-7760 FAX 058-323-1158 メールアドレス suido@city.motosu.lg.jp

公共下水道事業・農業集落排水事業 公共污水ます設置工事関係のフロー図



※国道・県道の場合は占用申請が必要になり、2週間程度時間が必要となります。

※店舗など事業所の場合は、加入金計算や工事実施までに時間を要するため、申請者の方（施主様）が申請前に市と打ち合わせ頂くことで、より円滑に進めることができます。